

感染拡大を防ぐため、今はステイホーム

身体的距離の確保・マスクの着用・手洗いを徹底しましょう。

住民税申告と所得税および
復興特別所得税の確定申告 …… 4

- 2月13日から防災ラジオ・戸別受信機が使用できなくなります … 2
「ヘルプカード」「ヘルプマーク」を知っていますか? …… 10

※国内での新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、掲載しているイベントなどの開催を中止・延期している場合がありますので、最新の情報は下記リンクをご確認ください。

<https://www.town.shisui.chiba.jp/docs/2020040800031/>

総務 固定資産評価審査委員会委員の選任

任期を3年とする町固定資産評価審査委員会委員に、齋藤照一さん、鶴岡嘉廣さん、川島貞夫さんの3人が町議会の同意を得て昨年12月に選任されました。



齋藤照一さん
(左岩橋)



鶴岡嘉廣さん
(酒々井)



川島貞夫さん
(中央台)

問い合わせ 総務課行政班 ☎
213

経済環境 酒々井町新規創業者等支援給付金

中小企業などで令和2年中に町内において開業した法人または個人、もしくは町内に住民登録のある個人事業主を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている新規創業者などに事業継続の支援を行うこととしました。ただし、酒々井町中小企業等緊急支援給付金を支給された事業者は除きます。(令和3年2月補正予算が可決した場合に実施します。)

対象 令和2年中に町内において開業した法人または個人、もしくは町内に住民登録のある個人事業主で令和2年の確定申告または令和3年度の住民税申告を行った方※
要審査
給付額 1事業者あたり5万円
詳細は、町ホームページなどでお知らせします。
問い合わせ 経済環境課商工観光班 ☎345・346

総務 2月13日から防災ラジオ・戸別受信機が使用できなくなります

町の防災行政無線は、現在アナログ電波による放送を行っています。2月13日(土)よりデジタル電波へ移行します。デジタル電波に移行することで現在お使いの防災ラジオ、および戸別受信機は使用できなくなり、そのまますべての機能は、そのまま利用できません。

これまで防災ラジオや戸別受信機をご利用されていた方には、大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

アナログ放送停止予定日
2月13日(土)

災害時の情報伝達

町では、防災・災害に関する情報を次の方法で発信しています。

防災行政無線テレホンサービス

防災行政無線の放送を聞き逃した場合は、防災行政無線テレホンサービスをご利用ください。

フリーダイヤル ☎0120(177)709

しすいメール配信サービス

防災行政無線で放送した内容を文字情報として、携帯電話やパソコンにメール配信するサービスです。配信を希望する場合は、利用登録を行ってください。なお、火災情報はメール配信できませんのでご承知ください。

登録方法

左記のQRコードを読み取るか、登録用アドレスにメールアドレスを送信してください。

[s_town_soumuu@y.bmd.jp]



QRコード

返信メールが届かない場合、迷惑メール対策がされている場合があります。

「town.shisui.chiba.jp」ドメインからのメールを受信するように設定してください。

問い合わせ 総務課危機管理室 ☎216

総務 千葉県災害義援金の申請期限のお知らせ

令和元年台風15号から10月25日の大雨までの一連の災害により被災し、当該災害による「り災証明書」を取得された方々に対して、千葉県災害義援金の配分を行っています。

対象となる方で、申請がお済みでない方は、2月25日(木)までに申請してください。

申請方法や配分の対象となるかどうかの確認は、町ホームページをご覧ください。総務課危機管理室へお問い合わせください。

問い合わせ 総務課危機管理室 ☎216

健康福祉 マイナナンバーカードの健康保険証利用を開始

3月からマイナナンバーカードの健康保険証としての利用が始まります。

医療機関や薬局でマイナナンバーカードを使って受け付けを行うと、現在加入している保険資格がオンラインで確認できるようになります。(専用機器などが導入されていない医療機関・薬局では、これまでどおり保険証などが必要ですよ。)

マイナナンバーカードの保険証利用には、事前の登録手続きが必要ですよ。登録は、パソコンやスマホから「マイナポータル」にアクセスして行うことができます。

マイナナンバーカードを取得したら、保険証利用も申し込みましょう。

①マイナナンバーカードと利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号

②パソコン(ICカードリーダーが必要)またはカード読み取り対応のスマホ

問い合わせ 健康福祉課 国民年金班 ☎123

税務 町税納付は口座振替が便利で確実

町税や国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付には、便利で確実な口座振替がおすすめです。

口座振替のメリット
納期のために金融機関などに出向く手間が無くなります。

申し込み方法
口座振替希望の金融機関に、口座番号の分かるもの、口座届け出印をお持ちの上、お手続きください。

※口座振替依頼書は、町内の金融機関窓口で用意してあります。また、町外の店舗にはありませんので税務住民課収税班へお問い合わせください。



下水道 井戸水を下水道に排水している方

井戸にメーター器の設置がなく、井戸水を町公共下水道に排水している場合は、その家庭にお住まいの人数により汚水量を認定し、使用料を算定しています。

汚水量の認定方法

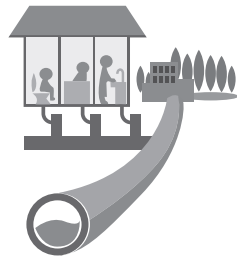
①井戸水のみを使用している場合は、世帯員一人につき1カ月8mを汚水量と認定します。

②上水道と井戸水を併用している場合は、上水道の使用水量に世帯員一人につき1カ月4mを加算したものを汚水量と認定します。

※正しい使用料を算定するため、人数に変更がある場合は、必ず届け出をお願いします。

届け出先 ヴェオリア・ジェネッツ(株) ☎(496)696

9 問い合わせ 上下水道課 工務班 ☎(496)7725



総務 2月の移動交番開設日



移動交番は、各種届け出の受理や周辺の警戒、巡回パトロールなどを行い、地域の実情に沿った情報発信や犯罪抑止活動を行います。

開設予定日時と場所

JR酒々井駅前交流センター
2月10日(水) 14時～15時30分
2月26日(金) 14時～15時30分
酒々井プレミアム・アウトレット

2月1日(月) 14時～15時30分
2月22日(月) 14時～15時30分
スーパertайヨー酒々井店

2月4日(木) 14時～15時30分
2月22日(月) 10時～11時30分
※諸事情により開設できない場合があります。

問い合わせ 佐倉警察署 地域課 移動交番係 ☎(484)0110

健康福祉 国民年金保険料を前納すると割引が大きくお得です

口座振替による前納は「2年分の前納」「1年分の前納」「6カ月分の前納」「早割」があります。毎月現金で納付するより最大2年分で15,000円程度割り引きされます。

令和3年度分からの前納を希望する方は、年金手帳、引き落としをする口座の預金通帳と金融機関届け出印を持って、2月26日(金)までに金融機関または年金事務所にお申し込みください。

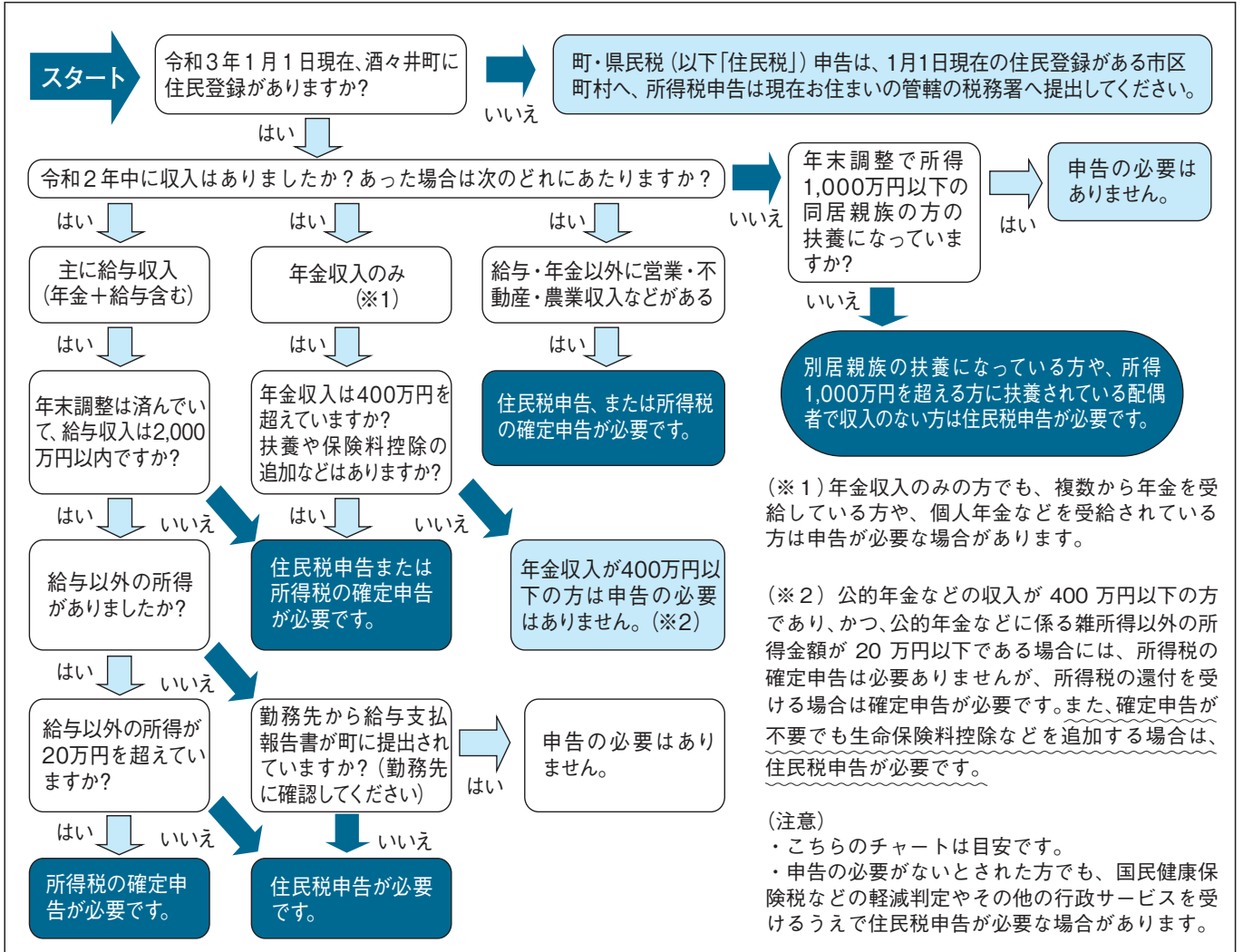
他にも、現金納付による前納、クレジットカード納付による前納があります。

申し込み手続きなど詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165

住民税申告と所得税の確定申告は、正しくお早めに まずは確認してみましょう。あなたの申告

申告期間／2月16日(火)～3月15日(月)



中央公民館での住民税申告および確定申告における注意点

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中央公民館研修室の人数制限を行う関係で注意点が3つあります。

①受け付けは9時から12時までのみとし、午後の受け付けは行いません。受け付けの時間内であっても、申告を受ける件数が50件に達し次第、受け付けを終了します。

②研修室に自書コーナーを設置しませんので、医療費控除の申告をされる方は、必ず事前に医療費控除の明細書を作成してください。作成されていない方は、受け付けを行うことができません。

③営業・農業・不動産所得がある方は、必ず事前に収支内訳書の作成をお願いします。作成されていない方は、受け付けを行うことができません。

なお、受け付けをされた方には、相談作成の開始時刻が記載された整理券を配布します。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくをお願いします。

※午前中に受け付けを行っても、相談作成が午後になる方がいます。

※開始時刻になるまでは、申告会場に入場できません。

※混雑状況によっては、記載された時刻が前後する場合があります。

問い合わせ 税務住民課住民税班 ☎ 111～113

税務
住民

受付開始

2月1日(月)からイオンモール成田
2月16日(火)から中央公民館
(住民税申告と所得税および復興特別所得税の確定申告)

申告会場と内容などは、(表1)のとおりです。
ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、申告会場の運用が変更になる場合がありますのでご了承ください。申告初日から数日間は、大変な混雑が予想されます。混雑状況によっては長時間お待ちいただくこともあります。

<表1> 申告会場と内容など

会 場	イオンモール成田 2階イオンホール	役場中央公民館 2階研修室
日 時	2月1日(月)～3月15日(月) 受け付け 9時～16時 ※会場の混雑回避のために、受け付けを早めに締め切る場合があります。 相 談 9時～17時 ※還付申告などをされる方のために、3月16日(火)～3月29日(月)まで(土・日・祝日を除く)相談を受け付けています。	2月16日(火)～3月15日(月) 受け付け 9時～12時 ※午後の受け付けは行いません。 ※申告を受ける件数が50件に達し次第、受け付けを終了します。 ※午前中に受け付けを行っても、相談作成が午後になる方がいます。 提 出 9時～12時・13時～17時
相 談・ 受 付 内 容	所得税、贈与税、個人消費税の申告 ※相続税の相談は行いません。	所得税の確定申告および住民税の申告
休日相談・ 受 け 付 け	2月21日(日)、2月28日(日)	土・日・祝日の受け付けは行いません。
申 告 書 の 郵 送 先	所得税 〒286-8501 成田市加良部1-15 成田税務署 個人課税部門	
	住民税 〒285-8510 酒々井町中央台4-11 酒々井町 役場税務住民課税の窓口	

<表2>

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類	身元確認書類
《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》 ●通知カード ●住民票の写し (マイナンバーの記載があるものに限ります。) などのうちいずれか1つ	《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》 ●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード などのうちいずれか1つ※

※法定調書の作成などを行う事業者に対してマイナンバーを提供する必要がある場合に、写真表示のない身元確認書類の提示、または写しの提出をするときは2種類以上必要です。

申告に必要なもの

○マイナンバーカード、もしくは、通知カード+身元確認書類の写しの確認は(表2)のとおりです。

また、親族を扶養している方は、扶養されている方のマイナンバーが確認できるもの(写し可)
○印鑑(認め印可)

○所得税の還付を受ける方は、申告者本人の振込先口座がわかるもの

○収入(所得)関係書類

令和2年分の源泉徴収票(給与・年金・報酬・一時所得など)や作成済みの収支内訳書

○所得控除関係書類

・社会保険料控除 ↓ 各種控除証明書など

・生命保険、地震保険料控除 ↓ それぞれの控除証明書

・障害者控除 ↓ 障害者手帳、またはそれに代わる書類

・医療費控除 ↓ 医療費控除の明細書、医療費通知、セルフメディケーション税制の明細書など(医療費控除の明細書)

「は、役場税務住民課の税の窓口や税務署で配布しています。」

・その他、各種控除証明書

※提出のみの方は、マイナンバーを申告書に記入し、マイナンバーカード、もしくは通知カード+身元確認書類の写し(表2)参照)を添付してください。

役場で相談作成が

できないもの

次の①から⑧に該当する方は、イオンモール成田で申告してください。役場申告会場

では完成している申告書の提出のみ受け付けします。

① 寄附金控除を受ける方

※今回から、寄附の種類に関わらず、寄附金控除の申告は、一切受け付けできませんので、ご注意ください。

② 住宅借入金等特別控除を受ける方

※今回から、居住開始年に関わらず、住宅借入金等特別控除の申告は、一切受け付けできませんので、ご注意ください。

③ 雑損控除を受ける方

※雑損控除を申告される方は事前に成田税務署に必要書類を確認し、イオンモール成田で申告の相談をしてください。

④ 譲渡所得(総合・分離)、配当所得、退職所得、山林所得、先物取引がある方

⑤ 青色申告の方

⑥ 相続税・贈与税・個人消費税の申告

⑦ 過年分の申告、その他複雑な計算を要する申告

⑧ 準確定申告(亡くなられた方の申告)

※この他にも、相談内容によっては、イオンモール成田へご案内する場合がありますのでご了承ください。(次頁へ)

申告会場における 新型コロナウイルス 感染症感染拡大防止策

○申告事務に従事する職員に
関して、日頃から手洗い・う
がいの徹底や、体調がすぐれ
ない場合には申告事務に従事
させない、また、申告事務を
行う際には、マスクを着用す
るとともに、卓上パーテーシ
ョンを設置し、会場を定期的
に換気するなどの対策を徹底
します。

○ご来場の際は、可能な限り
一人でお越しください。

○ご来場の際は、マスクを着
用のうえ、筆記用具の持参、
研修室入口でのアルコール消
毒液による手指の消毒にご協
力をお願いします。

○受け付けを行う前に検温を
実施します。その際に、37.
5℃以上の発熱が認められ
る場合は、受け付けできませ
ん。なお、発熱などの症状の
ある方や体調のすぐれない方
は、無理をせず来場を控えて
いただくようお願いします。

住民税申告書は 2月中旬に発送します

昨年に住民税申告をされた
方には町から2月中旬に住民
税申告書を送付します。

所得税の確定申告をする方
は、あらかじめ住民税の申告
をする必要はありませんが、
次に該当する方は、住民税の
申告が必要です。

①公的年金等の収入が400
万円以下であり、かつ公的年
金等に係る雑所得以外の所得
が20万円以下の方

②勤務先から給与支払報告書
が酒々井町へ提出されていない
方

③給与所得以外に20万円以下
の所得がある方

④夫が単身赴任や町外の方な
ど、令和3年1月1日時点で、
酒々井町に住民登録をしてい
ない方に扶養されている方

⑤営業・農業・不動産所得が
あるが、確定申告に該当しな
い方

⑥所得が1000万円を超え
る方に扶養されている収入の
ない配偶者の方

※申告会場は混み合いますの
で、住民税申告書は郵送での
提出にご協力ください。

郵送による場合、マイナ
ンバーカードなどの写しの添付
が必要です。

なお、申告受付済証が必要
な方は、切手を貼った返信用
封筒を同封してください。

所得がなかった方も 住民税の申告を

住民税の申告は、国民健康
保険税や介護保険料などの算
定資料になるほか、保育園に
入園する際や融資を受ける際
に必要な証明書の基礎資料に
なります。

所得がなく、親族の扶養に
なっていない方や、遺族年
金・障害年金などの非課税所
得のみの方も住民税の申告が
必要です。

問い合わせ 国税について：
成田税務署 ☎0476(28)
5151 ※音声案内によりご
案内します。

住民税について：税務住民課
住民税班 ☎111-113



税務署からのお知らせ

○進化するスマート申告！

・e-Taxで手続完結（新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ぜひご自宅からe-Tax申告を！）
「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマホ」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。
また、マイナンバーカード対応のスマホなどをお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に
記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

○国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(https://www.Keisan.nta.go.jp)へアクセスしてください。

- ・税務署に行く手間がかかりません！
- ・画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！
- ・確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ・パソコン、スマホ、タブレット端末のいずれも利用可能！
- ・ご不明な点は電話で問い合わせできます！



LINEアプリでの
「友だち追加」は
こちらから



○確定申告書を税務署へ郵送で提出する場合は、郵便または信書便で送付してください。

・郵送による場合、マイナンバーカードなどの写しの添付が必要です。
なお、「本人控え」が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

確定申告書などの作成には、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

○イオンモール成田「イオンホール」会場では、混雑緩和のため、会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

また、入場整理券は、当日、会場で配布するほか、LINEアプリで事前に入手することが可能です。

問い合わせ 成田税務署 ☎0476(28)5151 ※音声案内によりご案内します。



民生委員・児童委員、主任児童委員の紹介

民生委員・児童委員はボランティアで福祉の推進のため、皆さんの心配ごとなどを解決するために、専門機関の紹介や行政機関とのパイプ役として、子どもからお年寄りまで町民の相談役として、地域住民の立場で皆さんの暮らしを支援する方々です。

相談内容や個人情報などの秘密は守られますので、困ったことや心配ごとがあるときは、お気軽にご相談ください。主任児童委員は、主に児童に関する相談をお受けします。

問い合わせ 健康福祉課福祉班 ☎ 1 3 3

民生委員・児童委員、主任児童委員一覧

(任期:令和元年12月1日～令和4年11月30日)

氏名	住所・電話	担当地域など	氏名	住所・電話	担当地域など
おのみや 綾子 大宮 綾子	酒々井1581-4 ☎ (496) 0709	上宿・仲宿・横町・ 下台	ますぶち てえこ 鱒淵 て江子	東酒々井2-2-220 ☎ (496) 6654	東酒々井二丁目
つるおか ほるみ 鶴岡 春美	酒々井1692 ☎ (496) 1015	下宿・停車場	えびはら のぶこ 海老原 信子	東酒々井3-3-464 ☎ (496) 1685	東酒々井三丁目
きょうそう ひでお 京増 英雄	酒々井595 ☎ (496) 4673	新堀	どぼし しげあき 土橋 繁明	東酒々井3-3-210 ☎ (496) 1616	東酒々井三丁目
さくらい しょうか 櫻井 照嘉	本佐倉696-1 ☎ (496) 1886	本佐倉	おおにし まきのり 大西 眞典	東酒々井4-4-122 ☎ (496) 6867	東酒々井四丁目
ふじた みつえ 藤田 美津枝	上本佐倉175-5 ☎ (496) 7187	成城台	まつい のぶこ 松井 信子	東酒々井5-5-328 ☎ (496) 1390	東酒々井五丁目
かしわばら ひでかず 柏原 秀和	上本佐倉231 ☎ (496) 5174	本佐倉・上本佐倉	おいかわ ひろこ 及川 博子	東酒々井6-6-8-103 ☎ (496) 6220	東酒々井六丁目
たかいし なおみ 高石 直美	上本佐倉170-1 ☎ (496) 3854	上本佐倉・本佐倉	しまだ しょういち 嶋田 省一	東酒々井6-6-15-302 ☎ (496) 7923	東酒々井六丁目
じつかわ すみこ 實川 澄子	馬橋47-1 ☎ (496) 5424	馬橋	きたの せつこ 北野 勢津子	中央台1-20-7 ☎ (496) 3788	中央台1丁目
びとう のぶゆき 尾藤 信幸	馬橋676-8 ☎ (496) 7840	ネオポリス	わたなべ かずみ 渡邊 和美	中央台2-17-3 ☎090 (1818) 3949	中央台2丁目
しみず けいこ 清水 啓子	墨1112 ☎ (496) 0382	墨	あいら きょうこ 始良 恭子	中央台2-3-1-302 ☎ (496) 5236	サーパス酒々井・ アルテガーデン
きょうそう みえこ 京増 美恵子	尾上637 ☎ (496) 1087	尾上・飯積	もり つねお 森 常男	中央台3-3-1-7-302 ☎ (496) 7190	中央台3丁目県営住宅・ 中央台3丁目ハイツ
あおき としお 青木 俊雄	中川338 ☎ (496) 0076	中川	さいとう あきこ 齋藤 明子	中央台4-7-4 ☎ (496) 1716	中央台4丁目
ふくだ まさひろ 福田 正宏	上岩橋1375-4 ☎ (496) 0183	上郷・大崎・ ヘルシータウン	てらもと えみ 寺本 恵美	上本佐倉1-3-14 ☎ (496) 1379	上本佐倉一丁目
きむら としみ 木村 利美	上岩橋8 ☎ (496) 1079	トケ崎・大鷲・ ヒルズガーデン	おおしま みちこ 大島 道子	ふじき野1-9-8 ☎ (496) 4922	ふじき野一丁目
あいきょう かつあき 相京 勝明	柏木572-3 ☎ (496) 0505	柏木	うらかべ きょうこ 浦壁 京子	ふじき野2-21-5 ☎ (496) 1551	ふじき野二丁目
かわしま としあき 河島 敏明	下岩橋337 ☎ (496) 2573	下岩橋	にしかた りいち 西方 利一	ふじき野3-2-7 ☎ (496) 3030	ふじき野三丁目
さくらい みのる 櫻井 稔	伊籾846 ☎ (496) 4337	伊籾・伊籾新田・ 籾山新田・今倉新田	あざみ みどり 蒔 みどり (主任児童委員)	酒々井975-3 ☎ (496) 3851	地域区分なし
わだ なおこ 和田 菜穂子	東酒々井1-1-182 ☎090 (5778) 3814	東酒々井一丁目	きょうそう のりこ 京増 法子 (主任児童委員)	尾上74-3 ☎ (496) 4819	地域区分なし

総務

地域を守るヒーロー 消防団員が表彰されました

多年にわたり、地域の安全安心を守るために活動している消防団員が表彰されました。
また、昨年度限りで消防団を退団された方、団員をご家庭で支える方、消防施設の拡充に協力された方に対して感謝状が贈呈されましたので、受表彰者の皆さまをご紹介します。
(敬称略)

【千葉県知事表彰】

功労章

副分団長 岩澤潤一(第11分団)

精勤章

団員 蒔吉弘(第1分団)
団員 飯沼大輔(第6分団)

部長 長谷川芳勝(第11分団)

団員 大塚富士雄(第11分団)

【千葉県消防協会会長表彰】

功労章

団員 竹尾光男(第9分団)

精勤章

団員 佐藤和彦(第4分団)
団員 吉田立央(第10分団)

【千葉県防災危機管理部長表彰】

団員 大谷真一(第1分団)
団員 齊藤歩(第2分団)

団員 齊藤良尚(第11分団)

【千葉県消防協会印旛支部長表彰】

功労章

分団長 川上裕司(第9分団)

団員 吉岡正之(第11分団)

勲章

団員 子安忠(第6分団)

副分団長 後藤克視(第7分団)

精勤章

団員 高崎敏明(第3分団)
団員 本名健幸(第3分団)

団員 寺嶋日出樹(第4分団)

部長 安田裕至(第6分団)

団員 佐久間太郎(第10分団)

【酒々井町長表彰】

分団長 綿貫真一(第2分団)
分団長 江沢勝哉(第3分団)

分団長 豊澤真幸(第4分団)
分団長 木村博明(第5分団)

分団長 飯田幸男(第7分団)
分団長 椎名真介(第8分団)

分団長 中川武(第12分団)

分団長 宮野浩(第13分団)

【佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長表彰】

部長 大塚卓(第3分団)
部長 池崎慎太郎(第4分団)
副分団長 相京達也(第9分団)

【酒々井町消防団長感謝状】

元第9分団 宮坂和明

元第9分団 林寛

元第13分団 佐久間正則

【酒々井町内助功労感謝状】

齊藤綾子(第2分団 齊藤歩)

高梨子真澄(第3分団 高梨子淳一)

京増まゆみ(第7分団 京増孝)

吉田明美(第10分団 吉田立央)

吉岡真弓(第11分団 吉岡正之)

齊藤瞳(第11分団 齊藤良尚)

【酒々井町長感謝状】

宗教法人泉福寺 代表役員 酒井照正(防火水槽敷地提供)



酒井代表役員、小坂町長

問い合わせ 総務課危機管理室 ☎216

総務

中央台1丁目自主防災会 令和2年度宝くじ助成で備品購入

中央台1丁目自治会自主防災会は災害時の備えとして、防災用テントや防災用マルチルームなどの防災資機材の一部を令和2年度宝くじ助成を受けて購入しました。

この助成は、「一般財団法人自治総合センター」が、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を図ることを目的として行っている事業です。

問い合わせ 総務課危機管理室 ☎211



防災用テント



防災用マルチルーム

消防団員募集

「酒々井町消防団」は、「自分たちの町は自分たちで守る」という郷土愛護の精神で、火災や災害から、地域の皆さんの人命と財産を守るために、本業のかたわら、訓練や点検など、日々活動しています。

今後も安定して消防活動を継続していくためには、あなたの力が必要です。地域での仲間作りも兼ねて、酒々井町消防団に入団してみませんか。

問い合わせ 総務課危機管理室 ☎216



総務
災害発生時に備えて
災害協定を締結

町では、災害が発生した際、被災した町民の皆さんの安全・安心を守り、早期に生活の安定を回復させるために、各事業所などと災害協定を締結し日頃から連携を図り、いつ起こるか分からない災害に備えています。

このたび、新たに4つの災害協定を締結しました。

災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定及び覚書

東日本電信電話株式会社千葉事業部と「災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定」および当該基本協定に基づく2つの覚書を締結しました。

基本協定の内容および覚書

災害発生による広範囲な通信障害において、町民生活の安定を図るため、町と東日本電信電話株式会社千葉事業部が連携して通信設備の復旧活動に取り組むことを規定

- ①災害時における通信障害の復旧作業に伴う障害物等除去に関する覚書
- ②災害時における通信障害復

旧情報等の共有及び連絡調整員の派遣に関する覚書
協定締結日 令和2年12月24日



境取締役千葉事業部長、小坂町長

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

株式会社アクティオと「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定」を締結しました。

協定の内容

町内で災害が発生、または発生が予想される場合に、避難所などで必要となる機材の速やかな配備や不足などに対応するため、同社が保有する機材を優先的に提供を受けることを規定

- レンタル機材の種類
- 仮設トイレ、発電機、投光器、その他同社の保有機材
- 協定締結日 令和2年12月18日

災害時の施設使用等の協力に関する協定

株式会社エフケイと「災害時の施設使用等の協力に関する協定」を締結しました。

協定の内容

町内で災害が発生、または発生が予想される場合に、同社の事務室などのスペースを一時避難所として使用することのほか、受水槽施設、LPガス施設を使用することを規定

協定締結日 令和2年11月30日

災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定

有限会社酒々井環境コントロールセンター、および有限会社下総衛生と、「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定」を締結しました。

協定の内容

災害発生時に避難所などに設置される仮設トイレ、マンホールトイレなどのし尿の収集および運搬に関する業務について協力要請することを規定

- 協定締結日 令和2年10月30日
- 問い合わせ 総務課危機管理室 ☎211

総務
酒々井町国土強靱化地域計画(案)の意見募集

町では、昨今の異常気象による災害の頻発・激甚化や、首都直下地震の可能性など、今後いつ大規模自然災害が発生しても、町が機能不全に陥ることなく、町民の生命および財産を守るために、町の国土強靱化に関する指針として「酒々井町国土強靱化地域計画」の策定作業を進めています。

今回、この国土強靱化地域計画(案)を公表し、皆さまからのご意見を募集します。

縦覧・意見募集期間 2月24日(水)～3月5日(金)(土・日・祝日を除く) 8時30分～17時15分

縦覧場所 総務課危機管理室(分庁舎1階)

※町ホームページで閲覧可
提出方法 任意の様式に住所、氏名、連絡先などを記入し、次のいずれかの方法で提出してください。なお、意見書を提出できる方は、町内に住所のある方(法人を含む)および利害関係のある方です。

- ①総務課危機管理室窓口②郵送(3月5日(金)消印有効)
- ③ファクス④電子メール

※町は提出された意見を十分考慮し、最終的な意思を決定します。また、いただいたご意見などに個別に回答をするものではありません。

提出先 〒285-1851 0
酒々井町中央台4-11 総務課危機管理室あて
☎(496)5455
✉ soumu@town.shisui.chiba.jp
問い合わせ 総務課危機管理室 ☎211・212・216

酒々井町公式Twitter

町は酒々井町公式Twitter(ツイッター)を開設し、行政情報やイベントなど、町の魅力を情報発信しています。ツイッターのアカウントをお持ちの方は、ぜひフォローをお願いします。

- 名称 酒々井町役場
- アカウント @shisui_town
- URL https://twitter.com/shisui_town
- 問い合わせ 企画財政課広報広聴班 ☎223



自転車に乗るときの基本ルール 「自転車安全五則」を守りましょう

自転車利用者のルール違反やマナーの悪さが大きな問題となっています。また、自転車側に過失がある事故の割合も多くなっています。自転車に乗るときは、①から⑤のルールを守り、安全に利用しましょう。

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は、道路交通法では軽車両と位置付けられています。そのため、歩道と車道の区別のある道路では、車道通行が原則です。

歩道を通行できる場合

・道路標識や道路標示によって、歩道を通行することができるとされているとき

- ・13歳未満の子ども
- ・70歳以上の高齢者
- ・車道通行に支障がある身体障がい者

・車道、または交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

②車道は左側を通行



③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げることになる場合は、一時停止をしなければなりません。

④安全ルールを守る

- ・飲酒運転の禁止
- ・二人乗りの禁止
- ※運転者が16歳以上で、かつ、次の場合には二人、または三人で乗ることができません。

二人乗りできる場合

- ・6歳未満の者を幼児用座席に乗車させている場合
- ・4歳未満の者をひもなどで

確実に背負っている場合

三人乗りできる場合

- ・幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に6歳未満の者二人を乗車させている場合
- ・幼児二人同乗用自転車の一人を乗車させ、かつ、4歳未満の者をひもなどで確実に背負っている場合

並進の禁止

「並進可」の道路標識のある道路では、2台までに限って並んで通行することができません。

夜間はライトを点灯

前照灯および尾灯、または反射器材をつけてください。

信号遵守

信号は必ず守ってください。「歩行者・自転車専用信号機」がある場合は、その信号に従ってください。

認

一時停止の標識は必ず守ってください。また、狭い道から広い道に出るときは、必ず徐行して安全確認をしてください。

⑤児童などのヘルメット着用

幼児、および児童（13歳未満）に対するヘルメットの着用努力義務が道路交通法で定められています。



問い合わせ 総務課危機管理室 ☎212

健康福祉

「ヘルプカード」「ヘルプマーク」を知っていますか？

障がいがある人や持病がある人の中には、外見からは援助や配慮を必要としていることがわからない人がいます。

そのような人が、周囲の人から援助を受けやすくするために「ヘルプカード」「ヘルプマーク」があります。

マークを着けている人を見かけた場合は、電車内で席を譲ったり、困っている様子があれば声を掛けたりするなど、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプカード

障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるためのものです。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からはわからなくても援助を必要としている方々が周囲



の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

配布場所 健康福祉課福祉班 窓口

※ヘルプマークはアンケート回答後のお渡しになります。

問い合わせ 健康福祉課福祉班 ☎135

令和3年度 自転車等駐車場の定期利用登録受け付け



【京成酒々井駅東口およびJR酒々井駅西口・東口】

京成酒々井駅東口自転車等駐車場およびJR酒々井駅西口・東口自転車等駐車場（以下「駐車場」）を利用する方は定期利用登録が必要です。

登録の資格は、利用する駐車場に最も近い駅の改札口から直線で300メートル以上離れて居住している方で、利用する自転車が防犯登録を受けていることが必要です。

なお、令和2年度に駐車場の定期利用登録を受けている方で、4月1日(木)以降、引き続き駐車場を利用する場合も定期利用登録が必要です。

受付開始日 3月18日(木)

※3月20日・21日のみ土日受け付けます。

受付時間 8時30分～17時

※3月20日・21日は9時～16時

受付会場 まちづくり課（分庁舎1階）

定期利用登録手数料 <表>のとおり

申請に必要なもの

- ①利用者の住所・氏名・年齢を証明できるもの（運転免許証・健康保険証・学生証など）
- ②印鑑（認め印可）
- ③手数料
- ④ICカード（令和2年度にJR酒々井駅西口・東口自転車等駐車場の定期利用登録を受けた方）

※自転車の定期利用登録には、防犯登録番号、車体番号および車体の色が必要です。

※原動機付自転車（排気量125cc未満に限る）を定期利用登録する方は、標識交付証明書をお持ちください。

※令和2年度に引き続き、JR酒々井駅西口・東口自転車等駐車場の定期利用登録をする方は、ICカードのデータ更新を行わないとICカードが使用できなくなりますので、必ずお持ちください。

ICカードの返却について

JR酒々井駅西口・東口自転車等駐車場の定期利用登録をしている方で、令和3年度の定期利用登録を行わない方は、ICカードをまちづくり課に返却してください。

利用者の住所・氏名・年齢を証明できるもの（運転免許証・健康保険証など）、印鑑（認め印可）およびICカードをお持ちになり、まちづくり課で手続きをしてください。

ICカードを再利用可能な状態で返却いただいた場合、ICカード発行手数料の500円を還付します。

問い合わせ まちづくり課維持管理班 ☎ 152

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、来庁時には、マスクの着用をお願いします。

<表>定期利用登録手数料

駐車場区分	利用者区分	金額（年間）	
		自転車	原動機付自転車
京成酒々井駅東口	一般	3,960円	6,600円
	高校生以下	1,980円	
JR酒々井駅西口・東口	一般	5,520円	9,000円
	高校生以下	2,760円	

※町民以外の方は上記金額の2倍になります。

※新規にJR酒々井駅西口・東口自転車等駐車場を定期利用登録する方は、別途500円（ICカード発行手数料）が必要です。



ICカードデザイン

総務

酒々井町職員人事行政運営などの状況を公表

1 職員の任免および職員数の状況

問い合わせ 総務課総務班 ☎ 2 1 3

(1) 職員の退職・採用の状況

職 種	平成31年度退職者数	令和2年度採用者数
一般行政職	13人	9人
技能労務職	0人	0人

(注) 退職・採用者には、千葉県、千葉県教育委員会などからの派遣職員を含みます。

(2) 部門別職員数の状況

部 門	職 員 数	
	平成31年度	令和2年度
普通会計 部 門	一般行政部門	129人
	教育部門	29人
小 計	160人	158人
公営企業等会計部門	19人	17人
合 計	179人 (2人)	175人 (10人) 【21人】

(注1) 各年度における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

一 般 行 政 部 門：議会事務局、総務・企画、税務、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門（教育委員会を除く農業委員会などの各行政委員会を含む。）の総称。

教 育 部 門：教育委員会の所管部門の総称。

公営企業等会計部門：水道、下水、その他（国保事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業）の各部門の総称。

(注2) ()内は、任期付短時間勤務職員および再任用短時間勤務職員の総数であり、外数となります。

(注3) 【 】内は、令和2年度より新たに制度化されたフルタイムの会計年度任用職員の総数であり、外数となります。

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法の一部改正に伴い、これまでの勤務評定制の見直しを行い、新たに能力評価と業績評価からなる人事評価制度を、一般職のすべての職員を対象に平成28年度から実施しています。なお、平成29年度から昇給に、平成30年度から勤勉手当に、それぞれ人事評価結果を反映させています。

3 職員の給与の状況

一般行政職

(令和2年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(1)	平均給与月額(2)
酒々井町	42.6歳	323,216円	396,529円	388,113円
千葉県	40.8歳	308,010円	410,794円	—
国	43.2歳	327,564円	—	408,868円

(注) 1「平均給料月額」とは、一般行政職の職員の基本給の平均です。

2「平均給与月額」とは、給与月額と月々支給される扶養手当・地域手当・住居手当・時間外手当などの諸手当の合計です。

(1)は月々支給されるすべての手当を含みますが、(2)は時間外勤務手当などは含んでいません。

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間

(令和2年4月1日現在)

勤 務 時 間	休 憩 時 間
8時30分～17時15分 (7時間45分)	12時～13時 (60分)

(2) 休暇などの種類

種 類	内 容
年次有給休暇	1年度を通じて20日間付与されます。残日数は翌年に限り繰り越すことができます。 ※取得は、1時間を単位とすることができます。
病欠休暇	負傷または疾病のため療養する必要があり、勤務をしないことがやむを得ないと認められる場合に承認される休暇です。
特別休暇	親族の葬儀や出産等の特別な事由により勤務しないことが相当である場合に承認される休暇です。
介護休暇	配偶者および二親等以内の親族などの介護をするため、勤務しないことが相当である場合に承認される休暇です。
育児休業	3歳未満の子を養育するために、承認を受けて職務に従事しないことができます。
部分休業	小学校入学前までの子を養育するために、承認を受けて勤務時間の一部について勤務しないことができます。

(3) 年次有給休暇の取得状況

対象職員数A	総付与日数B	総取得日数C	平均取得日数C/A	消化率C/B
113人	4,368日	1,108日	9.8日	25.4%

(注) 1「対象職員」とは、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの全期間在職した一般職員（教育委員会などの委員会職員を除く。）をいい、当該期間中に中途採用された者および退職した者ならびに育児休業または休職などの事由のある職員を除きます。

2「総付与日数」とは、平成31年4月1日現在において各職員に付与された日数（前年からの繰越日数を含む。）を合計したものです。

【参考】教育委員会等の職員を加えた年次有給休暇の取得状況

対象職員数A	総付与日数B	総取得日数C	平均取得日数C/A	消化率C/B
166人	6,411日	1,604日	9.7日	25.0%

5 職員の休業の状況

介護休暇、育児休業および部分休業の取得状況

種類	平成31年度取得者数		
	男性職員	女性職員	合計
介護休暇	1人	0人	1人
育児休業	0人	3人	3人
部分休業	0人	2人	2人

6 分限および懲戒処分の状況

(平成31年度)

分限処分				懲戒処分			
降任	免職	休職	降給	免職	停職	減給	戒告
0人	0人	3人	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 1「分限処分」とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分で、公務の能率維持を目的とします。

2休職事由は、すべて心身の故障のため長期療養を必要とするものです。

(注) 「懲戒処分」とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的としています。

7 職員のサービスの状況

サービスとは、公務員が職務遂行上または公務員としての身分に伴って守るべき義務ないし規律のことをいいます。職務上の義務として「法令等および上司の職務上の命令に従う義務」「職務に専念する義務」、身分上の義務として「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」などが規定されています。

8 職員の研修の状況

職員の教養および資質の向上を図ることを目的に、各職階に応じて求められる役割や望ましい職場行動、職務遂行に必要な基本的知識などを習得する基本研修、職務の遂行に必要な専門的かつ高度な専門知識や技能を集中的に学ぶ専門研修、その他町が直面する課題などに対応するために必要な知識を学ぶ特別研修をそれぞれ実施しています。

主な派遣研修など (平成31年度)

研修の名称および派遣先	受講者数など
千葉県自治研修センター	13人
印旛郡市広域市町村圏事務組合	17人
市町村アカデミー	2人
千葉県派遣研修	1人
国土交通省派遣研修	1人
早稲田大学人材マネジメント研究所	3人
人権セミナー・人事評価研修	179人 (延べ)

9 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の福祉

(平成31年度)

職員の生活の安定と福祉の向上を図るために、健康保険に相当する短期給付、厚生年金に相当する長期給付業務を行う千葉県市町村職員共済組合に加入しているほか、福利厚生を図るため職員の互助組織として、職員の互助会費などで運営されている「千葉県市町村職員互助会」への負担金※①および「酒々井町職員向上会」への補助金※②を支出しています。

※①基準日(4月1日)現在の標準報酬月額に1,000分の3.6を乗じて得た額(年度1回)・・・合計247千円

※②基準日現在の会員一人当たり年額3,200円・・・合計595千円

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、衛生管理者、衛生推進者、産業医による衛生委員会などの運営を行っています。さらに、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うために定期健康診断などを実施しています。また、職員が勤務中に災害が発生した場合には公務災害補償制度に伴って補償を行っています。

※公務災害の認定件数・・・0件

(2) 利益の保護

(平成31年度)

勤務条件に関する措置要求および不利益処分に関する不服申立てについて千葉県市町村公平委員会の措置などはありませんでした。

「広報ニューしすい」有料広告でPRしてみませんか!

申込期限 4月号掲載希望の方は2月25日(木)まで

広告の規格・掲載料

1号広告 縦4.5cm×横8.6cm 5,000円/回

2号広告 縦4.5cm×横18cm 10,000円/回

3号広告 縦9.8cm×横18cm 20,000円/回

※詳しくは町ホームページをご覧ください。企画財政課広報広聴班までお問い合わせください。

問い合わせ 企画財政課広報広聴班 ☎(496) 1171 ㊦ 223

スマホで読める 広報ニューしすい配信中



マチイロ

マチを好きになるアプリ



QRコードから「マチイロ」専用アプリをダウンロード

こども

中央保育園・岩橋保育園の保育士・時間外保育士
(会計年度任用職員)を募集

勤務場所 中央保育園、岩橋保育園
 募集人数 若干名
 応募資格 保育士資格をお持ちの方
 勤務日時
 ・月～金曜日 7時～20時(中央保育園19時まで)
 ・土曜日 7時～18時のうち、3時間から7時間までの勤務時間で相談可
 業務内容 乳幼児の保育・夕方の時間外保育など
 賃金 時給1208円(有資格者)
 ・交通費は町の規則に基づき別途支給
 ・保険適用…社会保険・雇用保険
 勤務場所 中央保育園、岩橋保育園
 保険・労災保険は規定に基づき適用
 ・休暇など…有給休暇・特別休暇を町の規則に基づき付与
 ・任期により、かつ週15時間30分以上勤務の場合、期末手当を支給
 提出書類
 ・会計年度任用職員申込書兼履歴書(必要事項を記入し、写真を貼付)
 ・保育士証の写し(資格取得見込みも可)
 ※ご希望される保育園へ直接提出してください。
 問い合わせ 中央保育園 ☎ 496-1274、岩橋保育園 ☎ 496-1625

経済環境

特定計量器の定期検査
(集合検査)を実施します

千葉県では、役場を会場に計量器の定期検査を実施します。

この検査は計量法により2年に1回実施し、商店・工場・病院・学校などで計量器を商取引や各証明(診断)などで使用している方は受験しなければなりません。

日時 2月15日(月) 10時30分～12時、13時～15時

会場 役場車庫

申し込み・問い合わせ 経済環境課 商工観光班 ☎ 346

生涯学習

史跡墨古沢遺跡保存活用計画(案)の意見募集

町では、約3万4千年前の旧石器時代にさかのぼる日本最大級の環状ブロンク群(環状集落)として、令和元年10月に国史跡に指定された墨古沢遺跡について、将来に向けての適正な保存と今後の整備・活用について示していくため、国の指針に基づき「保存活用計画」の策定作業を進めています。

今回、史跡墨古沢遺跡保存活用計画(案)を公表し、皆さまからのご意見を募集しています。

縦覧・意見募集期間 1月25日(月)～2月8日(月)(土日を除く) 8時30分～17時15分

縦覧場所 生涯学習課(中央公民館)

※町ホームページで閲覧可

提出方法 住所、氏名、連絡先、表題を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。なお、意見書を提出できる方は、町内在住・在勤・在学の方(法人を含む)です。

- ① 生涯学習課窓口
- ② 郵送(2月8日(月)消印有効)
- ③ ファクス
- ④ 電子メール

ごみの出し方・収集日をスマホでチェック!

お住まいの地区を設定することで、ごみの収集日や出し方などを簡単に確認できます!



さんあ〜る

iOS (App Store)

Android (Google play)



ダウンロードはこちらから!

※町は提出された意見を十分考慮し、最終的な計画を決定します。また、いただいたご意見などに個別に回答するものではありません。

提出先 〒285-1092 酒々井町中央台4-10-1 生涯学習課文化財班あて ☎ (496) 5323

✉ syougaku@town.shisu.chiba.jp

問い合わせ 生涯学習課文化財班 ☎ (496) 5334

総務

成田ロータリークラブから義援金を送られました

昨年12月22日、成田ロータリークラブ(成田市・酒々井町、およびその周辺地域で構成)の堀口会長と浅野奉仕プロジェクト委員長が来庁されました。

同クラブでは、令和元年房総半島台風などにより甚大な被害に遭われた方に対して義援金を贈る事業を行っており、対象の方には、町を通じて義援金をお渡ししました。

問い合わせ 総務課危機管理室 ☎ 216



▲写真左から、堀口会長、小坂町長、浅野委員長

予告

青樹堂師範塾6期生・しすい青樹堂9期生募集

中央公民館では、ふるさと酒々井の町づくり推進者の養成を目的とした「青樹堂師範塾」(1年制)の6期生と、酒々井町に関することを学ぶことを目的とした「しすい青樹堂」(2年制)の9期生を広報3月号にて募集予定です。

受講日 おおよそ月2回

受講時間 1回あたり10時～12時と13時30分～15時30分

受講期間 4月から開始。青樹堂師範塾は1年間、しすい青樹堂は2年間

対象 町内在住の方

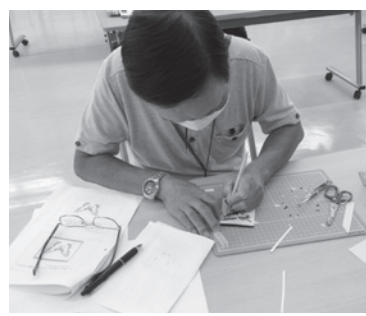
参加費 年間5000円(受)



軽スポーツ



健康づくり



ペーパーインセクト作り

講料および運営費、その他実費負担あり。
 申込期限 3月31日(水)(予定)
 ※詳細については、来月発行の広報3月号をご覧ください。
 申し込みは3月2日(火)から受け付けます。
 問い合わせ 中央公民館
 ☎(496)5321

●2月の子育て支援活用カレンダー●

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によって中止となる場合もありますのでご了承ください。

子育て支援センター あいあい

しょうえん こども こそだてルーム

時間・定員 ①10時～11時30分②14時～15時30分(各12人まで※先着順)
 予約受付時間 9時～17時(月～土)※祝休日を除く、ご利用の前の週から電話で受け付け

利用時間・利用者数 ①9時～9時45分②10時～10時45分③11時～11時45分④13時～13時45分⑤14時～14時45分(各2組まで)※1組でご利用を希望される場合は、予約の際にお伝えください。
 予約方法 電話またはメール
 受付時間 9時～15時(月～金)※祝休日を除く

日時	内容
9日(火)	ふれあい遊び『節分ごっこ(鬼のパンツ)』
10日(水) 10時15分	ぴよぴよデー(対象:6カ月～12カ月ごろのお子さま)※詳細はお問い合わせください。

日時	内容
9日(火)10時	ママストレッチ(2組)※ほかZoom参加可
12日(金)①10時 ②11時	はじめて見学会(各2組)
13日(土)①9時 ②10時③11時	土曜開放日(各2組)
16日(火)10時	子育て講話(昭苑こども園主幹保育教諭)『モンテッソーリ教育について』(2組)※ほかZoom参加可
19日(金)10時	プレ保育～ぴよぴよ教室、製作遊び『節分製作』、親子遊び(5組)※要予約
22日(月)～26日(金) 9時	子育てリサイクルデー※17日(水)ブログ掲載

※10日(水)午前中は、ぴよぴよデーの対象者のみ利用可。
 ※25日(木)午前中は、スタッフ会議のため休館です。
 ※お誕生日の手形を作成できます。
 会場・問い合わせ 子育て支援センター あいあい ☎(290)9790

※Zoom(無料アプリ)参加は、事前の登録が必要です。
 ※乳児棟園庭開放(要予約) 随時
 ※幼児棟園庭開放(要予約) 2月5日(金) 上段10時～、下段10時30分～11時30分
 会場・問い合わせ 昭苑こども園 ☎(496)3238
 しょうえんこどもこそだてルーム ☎090(3905)7451、✉kosodate55@shoen.ed.jp

みんなおいでよ! 園庭開放

保育園	開催日	内容	対象
岩橋保育園 ☎(481)7021	10日(水)	パネルシアター	乳幼児と保護者
	24日(水)	読み聞かせ	
中央保育園 ☎(496)1274	10日(水)	大型絵本	
	17日(水)	読み聞かせ	
	24日(水)	親子で体操	

時間 9時～11時 ※問い合わせは各保育園へ



文芸コーナー

短歌

千葉港ちばみなとのコンビナートにほど遠く東京浮ぶ昼もやのなか
朝またぎ外灯に光る屋根の霜白くかがやくわが窓に見ゆ
捨てるにはもったいないが先に立ち古き器に菊を挿したり
秋深み庭の花木は枯色に冬ばらのみに華やかさあり

竹下 康子
近藤 教子
山内 千枝
石井 輝子

俳句

氏素性晒し冬木の神宿し
宿自慢ひしほの匂ひ小春風
冬日射す宮居の杜の静けさや
寒鳥上空高く鳴き飛びし
後ろ手に賀状手渡たす妻ツンとして

榎 利美
鈴木 遊琴
荒 裕子
梅澤 波葉
樺山 資亮
(投句順)

式典の様子▶



町成人式の中止に伴い式典の撮影が行われました。



新成人代表 鈴木 優香さん



新成人代表 助 悠也さん

新成人の皆さん、成人おめでとうございませう。これから皆さんが輝かしい未来を歩まれること、心からお祈りします。

1月10日に予定していましたが成人式は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新成人を招いての式典は中止しました。当日を楽しみにしておられた新成人の皆さん、保護者の皆さまには、大変ご迷惑をおかけし申し訳ございませんが、ご理解のほど、どうぞ宜しくお願いします。

なお、新成人の皆さまに向けて、式典、新成人の意見発表、恩師のメッセージなどの動画を作成しましたので、ホームページからご覧ください。

問い合わせ 生涯学習課社会教育班 ☎(496) 5334

田辺知治さんへ感謝状が贈呈されました



感謝状を贈呈された田辺さん▶

広報11月号でお知らせしたとおり、洋画家田辺知治たなべともはるさんから自身の作品8点を町に寄贈いただきました。

そのご厚意に対し、「酒々井町寄贈作品展―田辺知治油彩画展―」の初日、令和2年11月26日に小坂町長から感謝状が贈呈されました。

また、11月26日から12月3日まで開催された町寄贈作品展では、大作を中心に29点の油彩画が展示され、約550人の来場者がありました。

なお、寄贈された油彩画は役場町長室、町内小・中学校、酒々井コミュニティプラザ、中央公民館、プリミエール酒々井に飾られています。

問い合わせ 生涯学習課社会教育班 ☎(496) 5334

ありがとう

社会福祉法人酒々井町社会福祉協議会へ、次のとおりご寄附をいただきました。(敬称略)

- (金銭)・堀口学園昭苑こども園……………7万1千52円
- ・酒々井聖書キリスト教会…1万円・稲葉 節子……………1万円
- ・山内 千枝……………5千円・匿名5件……………2万1千790円
- (物品)・東しすい4,5丁目自治会 マスク……………223枚



歴史散歩

千葉氏と本佐倉城

本佐倉城下を歩く 4

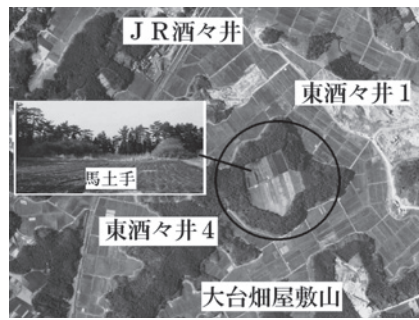
「大台畑屋敷山」のこと

本佐倉城下の「侍ヤシキ」とされる内方や東台の東、現在の東酒々井3丁目付近はかつて「大台山」・「大台畑屋敷山」(「酒々井村町籠絵図」と呼ばれており、孤立したような台地で民家はなく広い畑地でした。

この「大台畑屋敷山」に向かうには、狭い尾根道か急な坂道しかなく、人が暮らすには不向きな所でしたが、天正(1573~1592)の頃から江戸時代の前期、寛文(1661~1673)初めの頃まで馬を囲っていた場所と伝えられ(『印旛郡誌』)、酒々井の旧家に残された「文祿2(1593)年検地帳」には「玄番(屋敷地234坪)」「太郎右衛門(屋敷地192坪)」など大台に九軒の家があったと記載されています。

また、中川の草分け六軒の家々には「千葉氏の家臣であったが、千葉氏の滅亡後に横町、下台、大台から中川に移住した」との伝承があります。おそらく「大台畑屋敷山」は、千葉氏の軍馬を囲っていた

た場所であり、千葉氏の家臣が居住して軍馬を管理していた城下の一角だったのでしょう。



大台畑屋敷山位置図 ※1

千葉氏の軍馬は徳川氏に引継がれますが、人も場所も変わってしまい、かつて馬が囲われていたことや屋敷があったことなど「大台畑屋敷山」の記憶と、東酒々井3丁目付近の高台が今に本佐倉城下の一端を伝えていきます。

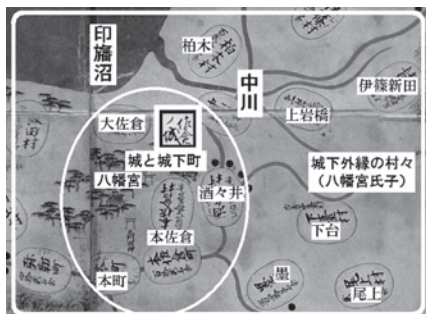
本佐倉城と外縁の村々

千葉氏は房総最大の戦国大名であり、その本城である本佐倉城周辺には、江戸時代の城と城下の規則性とは異なり、ますが交易物流の拠点の港町や市町、家臣たちが集住する武家屋敷が取り囲んでいます。

た。

さらに外縁には、「大台畑屋敷山」のように本佐倉城と城主の千葉家の生活を支える家臣が本佐倉城下の外縁の村々に居住していたと考えられます。

酒々井の新堀に千葉氏の正月飾りを担った小別当氏、上岩橋には千葉氏の元服に使者の役目を担った木村氏、墨の代官として現れる栗飯原氏、飯積の清宮氏などに関わる古記録や伝承などは千葉氏と外縁の村々の関係性を示唆しています。



本佐倉城と城下 ※2

これらの村々は、本佐倉城の鎮守「八幡神社(大佐倉)」の氏子の範囲とほぼ重なり、城下町である大佐倉・浜宿、本佐倉、酒々井、外縁の下台、上岩橋、柏木、墨、尾上、伊

篠新田の村々ともども、本佐倉城下として鎮守八幡祭祀にも役割を持って参加していたのでしよう。

また、今後さらに城と外縁の村々の関係性の調査が進めば、佐倉市域の大蛇村(鹿島宿・本町)なども外縁の村々であったものとして想定することも可能と思われます。

本佐倉城と外縁の城館

本佐倉城の周辺と外縁の村々には、本佐倉城と同時期の城館や千葉氏の関わり深い寺院も同様に存在しています。

※1 国土地理院空中写真

[MKT704X 1970]

※2 国立公文書館デジタルアーカイブ「元禄国絵図」

【訂正とお詫び】

広報1月号15ページの「歴史散歩」につきまして、5行目の「千葉集抜粹」は、正しくは「千学集抜粹」となります。訂正してお詫び申し上げます。

お問い合わせ 総務課歴史資源活用担当 ☎206・207

令和2年度高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種

今年度の定期接種対象者の方で接種を希望する方は、この期間に接種をお受けください。

対象 次の①、②のうち、今までに一度も肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことのない方

① 令和3年3月末時点で、年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方

② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいを持つ方

※対象の方には令和2年3月末にはがきでお知らせしています。

接種回数 1回
接種費用 3500円

※生活保護受給者の方は、事前に生活保護受給証明書を取得し、接種時に持参してください。

実施場所 町内契約医療機関〈表〉参照

※町外の医療機関については、保健センターへお問い合わせください。

接種方法 希望する方は、はがきを持参のうえ、保健センターまたは町内契約医療機関〈表〉にて予診票の交付を受けてください。

また、医療機関には事前に予約してから行きましょう。

接種期限 3月31日(水)

※この機会を逃すと定期接種ができませんのでご注意ください。

お問い合わせ 保健センター

大腸がん検診は3月15日(月)まで

大腸がん検診は医療機関で受診できます。今年度まだ大腸がん検診を受診していない方はぜひ受診しましょう。

なお、10月の大腸がん検診(集団検診)を受診した方は受診できません。(集団検診か個別検診のどちらかのみ受診可。)

対象 40歳以上(昭和55年12月31日以前生まれ)の方

検診内容 大腸がん検診(便潜血検査)
検診費用 700円(無料になる方はいません。)

実施場所 町内契約医療機関〈表〉参照

受診方法 契約医療機関へあらかじめ電話でお申し込みください。保険証を持参のうえ、受診票と検査容器を受け取ってください。採便後、検便と受診票を医療機関へ提出してください。

受診期限 3月15日(月)までに検便を提出してください。

※今年度すでに大腸がん検診を受診した方は受診の必要はありません。

※受付時間などは医療機関にお問い合わせください。

お問い合わせ 保健センター

インフルエンザ任意予防接種費用助成金交付 申請2月26日(金)まで

対象 予防接種を受けた日に町内に住所を有する方で、次のア・イに該当する方

ア 妊婦
イ 生後6カ月～中学校3年生

対象となる接種期間 令和2年10月1日～令和2年12月31日

助成金額 上限2000円
※対象者1人につき1回まで。ただし、13歳未満の方は2回まで。

申請方法 次の書類を保健センターへ提出してください(郵送可)。

① 申請書兼請求書
② 保健センター窓口、または町ホームページからダウンロードできます。

③ 領収書原本
④ インフルエンザ予防接種を受けたことがわかる書類(予診票の写しや接種済証、母子健康手帳の該当ページの写しなど)

⑤ 領収書にインフルエンザ予防接種代と記載してある場合は不要です。

④ 申請者(保護者)の振込口座が確認できる書類(預金通帳など)の写し
⑤ 申請者(保護者)の本人確認書類(運転免許証など公的機関が発行している証明書)の写し(対象イの方)

お問い合わせ 保健センター

献血にご協力を

関東甲信越地域では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、従来のような献血協力が得られない状況が続いています。主に400ミリリットル献血に由来する赤血球製剤の在庫量が減少し、関東甲信越地域における赤血球製剤の在庫は、9月中旬に約3600人分の減少となりました。

現在のように医療機関への供給量が献血人数を上回る状況が続いた場合、赤血球製剤の在庫量は適正量(1日使用量の3日分)を下回ることが懸念されます。

血液は長期保存が難しいため、絶えず誰かの献血が必要となりますので、ご協力をお願いします。

日時 2月25日(木) 13時30分～16時
会場 保健センター

※今回の献血は400ミリリットルで献血を行うことができます。男性17～69歳、女性18～69歳で、男女ともに体重50キログラム以上の方

※この他にも内服薬や血色素、海外渡航歴など採血基準があります。

※65～69歳の方は、60～64歳に献血の経験がある方に限られます。

※会場では、体温測定、手指消毒、換気などの新型コロナウイルス感染症への安全対策を実施しています。

お問い合わせ 千葉県赤十字血液センター
千葉県港事業所 ☎(241)8332

〈表〉町内契約医療機関

医療機関名・電話番号
まえだ医院 ☎(496)3610
しすい整形クリニック ☎(481)6611
酒々井虎の門クリニック ☎(310)7021
千葉しすい病院 ☎(481)8111





保健コーナー

今日の行事

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止・延期となる場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

日	内 容	受付時間・会場
4日(木)	乳児相談 10カ月児※予約制 R 2. 3月生	9時～11時30分 保健センター
	4カ月児※予約制 R 2. 9月生	13時10分～15時30分 保健センター
10日(水)	1歳6カ月児健康診査 R 1. 6・7月生	13時～13時30分 保健センター
17日(水)	2歳児歯科健康診査 H30. 4・5・6月生	13時15分～13時45分 保健センター
1日(月) 8日(月) 15日(月) 22日(月)	健康相談・歯科健康相談	9時30分～11時 保健センター

予防接種 委託医療機関で実施中

乳幼児	BCG・麻しん風しん混合・不活化ポリオ・3種混合・4種混合・日本脳炎・ヒブ・小児用肺炎球菌・水痘・B型肝炎・ロタ
小学校6年生	ジフテリア破傷風混合
小学校6年生～ 高校1年生女子	ヒトパピローマウイルス感染症
成人・高齢者	麻しん風しん混合・肺炎球菌

夜間および休日の救急診療

※来診する際は、事前に電話を入れ、保険証を持参してください。

◎**印旛市郡小児初期急病診療所 (0～15歳まで)**
佐倉市江原台2-27 (佐倉市健康管理センター内)
☎(485) 3355

※受け付けは、診療終了の15分前までです。
受診の際は、必ず受付時間内をお願いします。

診療日時

診療日	診療時間
月曜日～土曜日	19時～翌日6時
日曜日・祝日	9時～17時
12月29日～1月3日	19時～翌日6時

◎**成田市急病診療所**

成田市赤坂1-3-1 (成田市保健福祉館敷地内)
☎0476 (27) 1116

※受け付けは、診療終了の15分前までです。

診療科と診療日時

診療科目	診療日	診療時間
内 科 小 児 科	月曜日～土曜日	19時～23時
	日曜日・祝日・振替休日	10時～17時
	8月13日～15日 12月29日～1月3日	19時～23時
外 科	日曜日・祝日・振替休日	10時～17時
	8月13日～15日 12月29日～1月3日	10時～17時
歯 科	2月11日、23日	10時～17時

◎**子ども急病電話相談 毎日夜間 19時～翌日6時**

☎#8000 ダイヤル電話からは☎(242)9939

◎**救急安心電話相談 平日、土曜日：18時～翌日6時**

日曜日、祝日、GW、年末年始：9時～翌日6時

☎#7009 ダイヤル電話からは☎03(6735)8305

安心して出産・育児をするために、また、お友達作りのためにも、ぜひご参加ください。

日時・内容 (表) のとおり

※新型コロナウイルス感染症対策のため、当初の日程と変更して行います。

会 場 保健センター

持 ち 物 母子健康手帳、筆記用具

参加費 無料

申込方法 各回の前日までに、電話または保健センターへ直接お申し込みください。

申し込み・問い合わせ 保健センター

＜表＞マタニティ・ママパクラス

	日程	内容	定員
第1回	2月9日(火) 9時30分～11時30分	妊娠のしくみ 妊娠中の栄養・離乳食	6人
第2回	2月18日(木) 9時30分～11時30分	妊娠後期の過ごし方 呼吸法・分娩のしくみ	6人
第3回	3月2日(火) 9時30分～11時30分	赤ちゃんの保育 お口のケア 母乳栄養 子育て支援センターについて	6人
第4回	3月6日(土) 12時30分～15時30分 分のうち90分	パパの妊婦体験・家族計画 沐浴・調乳実習 2人で行う妊婦体操	6組

※第4回のみ家族も参加できます。

※1回だけの参加もできます。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各回定員を設けるとともに、来所時には健康チェックを行います。また、マスクの着用をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、教室を中止することがあります。その際はご連絡します。

ひとりで悩まず相談を

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による暮らしの変化から、不安やストレスを感じている方も少なくありません。

厚生労働省のホームページでは、電話やSNSで相談ができる取り組みを紹介しています。

あなたの悩みを聞くための場所があります。

こころの健康を守るため、誰かに話してみませんか？

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



2月の各種相談

相談名	日時・会場	予約・問い合わせ など
心配ごと相談	4日(木)、18日(木) 予約制の電話相談のみとなります。	町社会福祉協議会 ☎ (496) 6635 ※詳しくは、社会福祉協議会ホームページをご覧ください。
法律相談	25日(木) 予約制の電話相談のみとなります。	
人権相談	9日(火) 13時～16時 役場西庁舎2階第1会議室	健康福祉課人権推進室 ☎ ☎ 136
身体障がい者相談	月曜日～金曜日(祝休日を除く) 9時～17時	健康福祉課福祉班 ☎ ☎ 138 相談員・小出喜市さん、里見弘美さん
知的障がい者相談	月曜日～金曜日(祝休日を除く) 9時～17時	健康福祉課福祉班 ☎ ☎ 138 相談員・福田美千代さん
障がい者差別相談	月曜日～金曜日(祝休日を除く) 9時～17時	印旛健康福祉センター ☎ (486) 5991 FAX (222) 4133 健康福祉課福祉班 ☎ ☎ 135
生活困窮相談	2日(火)、16日(火) 9時30分～16時 役場西庁舎1階(社会福祉協議会)	健康福祉課福祉班 ☎ ☎ 134
子ども相談(町)	19日(金) 13時～15時 役場中央庁舎1階会議室	健康福祉課人権推進室 ☎ ☎ 137
子ども相談(県)	月曜日～金曜日(祝休日を除く) 9時～16時 印旛健康福祉センター家庭児童相談室	印旛健康福祉センター地域福祉課 ☎ (483) 1120 ※電話による相談もできます。
就学・教育・いじめ相談	月曜日～金曜日(祝休日を除く) 9時～17時	学校教育課学校教育班 ☎ ☎ 311・312 ※電話による相談もできます。
家庭教育相談	木・金曜日(祝休日を除く) 9時～17時	生涯学習課社会教育班 ☎ (496) 5334 ※相談を希望される場合は、事前にご連絡ください。
消費生活相談	2日(火)、9日(火)、16日(火) 10時～15時 役場中央庁舎1階会議室	経済環境課商工観光班 ☎ ☎ 346
子育て電話相談	岩橋保育園 月曜日～金曜日(祝休日を除く) 中央保育園 9時～17時 ※岩橋保育園は月曜日に栄養相談あり	岩橋保育園 ☎ (481) 7021 中央保育園 ☎ (496) 1274
年金相談	今月の年金相談はございません。	健康福祉課国保年金班 ☎ ☎ 121・122

相談

税理士による無料申告相談

確定申告書作成会場の開設期間以前から、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	時間
2月1日(月)・2月2日(火)	四街道市役所(5階会議室)	四街道市鹿渡無番地	10時～16時 ※会場の混雑回避のために、受け付けを早めに締め切る場合があります
2月3日(水)～2月5日(金)	イオンタウンユーカリが丘	佐倉市西ユーカリが丘6-12-3	
2月8日(月)～2月10日(水)、 2月12日(金)	イオンモール千葉ニュータウン	印西市中央北3-2	

持参するもの

- ①前年の申告書などの控えや、源泉徴収票など申告に必要な書類
- ②印鑑およびマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカードまたは②通知カード、および保険証または免許証など)

※医療費控除を受ける方は『医療費控除の明細書』を作成の上、お越しくください。

○小規模納税者の所得税および復興特別所得税の申告書・個人消費税の申告書、年金受給者、ならびに給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告書(※)を作成して提出できます。申告書などの提出のみの場合は、郵送または所轄の税務署窓口にてご提出ください。

(※) 所得税および復興特別所得税の申告書…住宅借入金等特別控除1年目、土地・建物および株式などの譲渡所得がある場合を除く。

問い合わせ 成田税務署 ☎ 0476(28)5151(代表)、〒286-8501成田市加良部1-15

催し・講座

伝統文化こども茶道教室

茶道を通しておもてなしを学びませんか？毎年、秋の町民文化祭で《こども茶会》を開催しています。(文化庁補助事業)

日時 毎月第3土曜日 9時～12時

会場 中央公民館

対象 原則小・中学生(保護者可)

定員 15人

参加費 毎月700円

申込 随時

講師 表千家教授 田浦文子氏

主催 清閑会代表 阿部宗子(町社会教育関係団体)

問い合わせ 阿部☎(496)447

3、萩原☎090(7733)308

4、浅野☎090(8744)472

2

お知らせ

赤い羽根共同募金・ 歳末たすけあい募金に ご協力ありがとうございました

令和2年10月1日から実施している赤い羽根共同募金運動に、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

集められた募金は千葉県共同募金会に全額送金された後、各市町村社会福祉協議会に配分され、地域福祉の推進のためのさまざまな事業に使われます。

また、12月に行われた歳末たすけあい募金は、福祉施設などへの見舞金や一人暮らし高齢者へのおせち料理の配布などに使わせていただきました。

たくさんの心温まるご支援、ありがとうございました。



千葉県共同募金会
イメージキャラクター「びわびよ」

千葉県特定(産業別) 最低賃金改正のお知らせ

千葉県特定最低賃金は、下表のとおり、2業種について金額の改正が行われ、令和2年12月25日から適用されています。

業種	改正額 (時間額)
鉄鋼業	995円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	954円

※上記以外の業種については、千葉県最低賃金の925円が適用されます。
問い合わせ 千葉労働局労働基準部賃金室☎(221)2328

バレンタインジャンボ宝くじ 発売!

1等・前後賞合わせて3億円が当たる「バレンタインジャンボ宝くじ」が全国で発売されます。県内で販売された宝くじの売上金の一部は県の収入となり、県民の皆さんの暮らしに役立てられます。ぜひ県内の宝くじ売り場でお買い求めください。また、インターネットでも購入できます。詳しくは「宝くじ公式サイト」をご覧ください。

発売期間 2月3日(水)～3月5日(金)

価格 1枚300円

抽せん日 3月12日(金)

問い合わせ 県財政課☎(223)2073



KDH 関東電気保安協会
<https://www.kdh.or.jp>

募集

ご家庭に眠っている食品大募集! 第26回フードドライブ

ご家庭で不要な食品がありましたら、ご寄附をお願いします。頂いた食品は、支援団体などを通じて、福祉施設や生活に困っている方に配布されます。

期間 2月26日(金)まで

受け取り窓口 町社会福祉協議会
寄附いただきたい食品

○穀類(お米、麺類、小麦粉など)※お米は令和元年・2年度産に限ります。

(玄米可)○保存食品(缶詰、瓶詰など)○乾物(のり、豆など)○調味料各種、食用油○インスタント食品、レトルト食品○飲料(ジュース、コーヒー、お茶など)○ギフトパック(お歳暮、お中元など)

注意いただきたい点

○賞味期限が明記され、かつ2カ月以上あるもの○常温で保存が可能なもの○未開封であるもの○破損で中身が出ていないもの○アルコール類は受け付けておりません○郵送の場合は、送料は自己負担でお願いします

問い合わせ フードバンクちば☎(301)4025、<http://foodbank-chiba.com>

全日本中学生 水の作文コンクール

8月1日は「水の日」、8月1日から7日までは「水の週間」です。暮らしの中での体験や学んだことをもとに、「水」についての考えを作文にまとめてみませんか。

対象 令和3年度に県内在住または在学の中学生

テーマ 水について考える(題名は自由)

受付期間 3月1日(月)～5月7日(金)必着

申込方法 400字詰め原稿用紙4枚以内で、本文の前(原稿用紙枠内)に題名、学校名(ふりがな)、令和3年度の学年、氏名(ふりがな)を記入し、郵送。※詳しくはホームページをご覧ください。

申し込み・問い合わせ 県水政課☎(223)2273、〒260-8667
(住所記載不要)

酒々井風景画



酒々井町 シルバー人材 センターの 皆さん

町内道路清掃活動を ボランティアで実施

昨年12月26日、酒々井町シルバー人材センター会員有志の皆さん(25人)が、町内道路清掃活動を行いました。この活動は平成28年から毎年年末に行われており、日ごろからお世話になっている町の皆さんへの感謝の気持ちと地域貢献活動(地域の美化)の一環として、ボランティアで実施されています。

当日は、JR酒々井駅東口、西口周辺と京成酒々井駅につながる道路脇のゴミ拾いや、伸びた草の除草作業を行いました。

同センターでは、小学校の剪定ボランティア活動も行っており、今後も町民の皆さんがより快適に暮らしていただけるような地域貢献活動を更に増やしていけるようです。

シルバー人材センターの皆さん、ありがとうございました。



当日は
9時から
作業を開始



4つの班に
分かれて
各所を
回ります



たくさんの
落ち葉や雑草、
ごみなどが
清掃されました



参加された
皆さん

2月のプレミアム酒々井

休館日	文化ホール	1、8、12、15、22、24日
	図書館	1、8、12、15、18、22、24日
問い合わせ	プレミアム酒々井	☎(496)8681
	図書館	☎(496)8682

●蔵書検索はこちらから
<https://www.tosyokan.town.shisui.chiba.jp>

◆今月の納期◆

納付期限 3月1日(月)まで

固定資産税	第4期
国民健康保険税	第8期
介護保険料	第6期
後期高齢者医療保険料	第8期

納税には
便利な
口座振替を

◆休日窓口開庁日◆

2月28日(日) 8時30分~12時

【税務住民課】住民票・戸籍・印鑑証明等の交付、印鑑登録・戸籍届書の受付(転入・転出等の住民異動に係るものは除く)、納税・所得・固定資産等各種証明書の交付、納税相談、収納(町税・国民健康保険税)

◆発行・編集/酒々井町企画財政課広報広聴班
〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-1-11
☎043(496)1171(代表) ◆毎月1回1日発行

◆酒々井町のホームページ <https://www.town.shisui.chiba.jp/>
※CDに録音した「声の広報」は、町社会福祉協議会
☎(496)6635

人口と世帯数 令和3年1月1日現在※ () 内は前月比
人口 20,659人(一)男 10,262人(十)女 10,397人(一五)
世帯数 9,881(一七)